

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和6年4月1日時点)

所管局：生活文化スポーツ局

機関名称	東京都スポーツ振興審議会
機関種別	附属機関
設置根拠法令等	スポーツ基本法第31条東京都スポーツ振興審議会に関する条例第1条
設置年月日	1962-04-01
機関の目的・所掌内容	東京都におけるスポーツ振興施策を、総合的、体系的に推進するため、スポーツに関する重要事項について調査・審議する。
委員数	20 名 (うち、女性委員数 7 名)
会議公開	公開
会議非公開理由	
議事録公開	公開
議事録非公開理由	
備考	
HPのURL	https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/policyinformation.html
問い合わせ先	生活文化スポーツ局 スポーツ総合推進部 企画調整課 電話番号：03-5388-2219